

平成24年6月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

「職場のパワーハラスメント」の予防・解決

◆厚生労働省ワーキング・グループが取りまとめ

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」においては、職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」(パワハラ)について昨年7月から議論されてきましたが、このたび、問題の予防・解決に向けた提言を取りまとめ、発表されました。

◆職場のパワハラをなくすために必要なこと

(1) 企業や労働組合、そして一人ひとりの取組み
企業や労働組合は、職場のパワハラ概念・行為類型やワーキング・グループ報告が示した取組例を参考に取組んでいくとともに、組織の取組みが形だけのものにならないよう、職場の一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めることが必要です。

(2) トップマネジメントへの期待

職場のパワハラは組織の活力を削ぐものであることを意識し、こうした問題が生じない組織文化を育てていくことを求めることが必要です。そのためには自らが模範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組みを行う必要があります。

(3) 上司の立場にある方への期待

自らがパワハラをしないことはもちろん、部下にもさせないように職場を管理し、職場で起こってしまった場合はその解決に取り組む必要があります。

(4) 職場の一人ひとりへの期待

互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合い、互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うように努力することが必要です。また、パワハラを受けた人を孤立させず声を掛け合うなど、互いに支え合うことを求めることも必要です。

うつ病の診断を客観的に行う方法

◆発症率は6～7%

日本人が「うつ病」を患う確率は6～7%と言われており、欧米諸国と比較すると多くはないようですが、一般内科において「気分が滅入る」「眠れない」と訴えて、うつ病と診断されるケースは増えているようです。

うつ病は診断が難しく、精神科でも確定的な診断を行うまでに時間がかかりますが、客観的にうつ病を診断できるように「光トポグラフィ検査」というものが開発されています。

◆「光トポグラフィ検査」の内容

この検査は、近赤外光(身体には無害)を使用して脳の活動状況を調べるもので、頭に近赤外光を当て、反射してくる光から脳血流の変化を読み取り、脳の活動状態を数値化します。

患者は頭に光源と光検出機を内蔵したヘッドセットを着け、最初の10秒は「あ、い、う、え、お」を繰り返して、次の10～70秒間では、同じ頭文字で始まる言葉を声に出して言い続けます。

このときに「あ、で始める言葉は...」と脳を使う際の血流の変化がポイントであり、血流量がどう変化するかをグラフ化するそうです。

この検査は2011年5月に厚生労働省の「先進医療」に指定され、大学病院などでは保険診療と組み合わせる検査を行う「混合診療」が可能となりました。

□■ 最近の動き □■ □■ □■ □■ □■ □■ □■ □■ □■

●50代以下の4人に1人「自殺考えた」(5月2日)

内閣府が実施した自殺に関する成人の意識調査で、自殺を考えたことのある人は全体で23.4%となり、前回調査(2008年実施)より4.3ポイント増加したことがわかった。年齢別にみると50代以下では約4人に1人が自殺を考えた経験を持っていた。

●「就活失敗」による若者の自殺者 4年で2.5倍に(5月8日)

就職活動が原因で自殺したとみられる10～20歳代の若者は、2011年に150人(うち学生は52人)だったが、警察庁の調査で明らかになった。2007年の自殺者数と比較すると2.5倍に増えており、その多くを男性が占めている。

●障害者の就職が過去最高に(5月15日)

厚生労働省は、「障害者の職業紹介状況等」を発表し、2011年度にハローワークを通じて就職した障害者が5万9,367人(前年度比12.2ポイント増)となり、2年連続で過去最高を更新したことがわかった。同省では「障害者の就労意欲が高まったこと、企業の積極採用が進んだことが要因」と分析している。

●障害者の雇用率を上げへ(5月23日)

厚生労働省は、民間企業における障害者雇用率について、来年4月より、現行の「1.8%」から「2.0%」に引き上げ、義務付け対象企業の規模を「56人以上」から「50人以上」に拡大する方針を明らかにした。増加傾向にある障害者雇用をさらに促すことがねらいで、雇用率の引き上げは15年ぶりとなる。

6月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

1日
●労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日
●源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
●雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
●労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

30日
●個人の道府県民税・市町村民税の納付 [郵便局または銀行]
●健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

当事務所より一言

パワハラ・セクハラによる組織力の低下は、数字に見えにくいものですが、非常に痛手であり、また近年、特に中小企業における大きな課題になっています。社内規定の整備、実務上の対応等万全な態勢で臨んでいきたいものです。